

香川県物品調達規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第52号

香川県物品調達規則等の一部を改正する規則

(香川県物品調達規則の一部改正)

第1条 香川県物品調達規則(昭和34年香川県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1号様式の2中「印」を削る。

(香川県立文書館規則の一部改正)

第2条 香川県立文書館規則(平成6年香川県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第6号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

(香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部改正)

第3条 香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則(平成26年香川県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第5号様式から第9号様式、第11号様式及び第12号様式中「罫」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。